**ａ．基準日**

**ｂ．１株当たり配当金額**

**ｃ．配当金の総額**

・　会社法第４５４条第１項第１号に定める事項を記載する。

**ｄ．効力発生日**

・　会社法第４５４条第１項第３号に定める事項を記載する。

**ｅ．その他**

**（ａ）配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）が資本剰余金である場合には、その旨及び純資産減少割合（所得税法施行令第６１条第２項第３号に規定する割合）**

**（ｂ）配当の額を変更した場合（復配となる場合、無配となる場合を含む。）又は配当回数を変更した場合は、その理由**

**（ｃ）臨時決算を行った場合には、その旨、臨時決算日及び臨時計算書類の概要**

**ｆ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

※　上記開示事項は、株式の種類の別がある場合には、株式の種類ごとにそれぞれ記載する。

※　現物配当を行う場合には、次に掲げる事項が原則的な開示事項となりますが、実際の開示にあたっては、あらかじめ東証まで相談してください。

（ａ）基準日

（ｂ）配当財産の種類

（ｃ）配当財産の帳簿価額の総額及び１株当たり価額

・　会社法第４５４条第１項第１号に定める事項を記載する。

※　株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、配当財産に代えて支払うこととした金額は含めない。

（ｄ）配当財産の時価の総額及び１株当たり価額

※　株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、配当財産に代えて支払うこととした金額は含めない。

（ｅ）効力発生日

・　会社法第４５４条第１項第３号に定める事項を記載する。

（ｆ）その他

・　配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）が資本剰余金である場合には、その旨及び純資産減少割合（所得税法施行令第６１条第２項第３号に規定する割合）

・　株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨、金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした１株当たりの金額及びその総額

・　一定の数未満の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととする場合は、その旨及びその数

・　臨時決算を行った場合には、その旨、臨時決算日及び臨時計算書類の概要